令和3年度

市 税 の 概 要

菊 川 市

菊川市のシンボル

市　　章

菊川市の将来構想メインタイトル「みどり次世代」。地域の自然環境と、若さ・活力、温かな心をもった市民が住む平和な暮らしを象徴する「みどり」、そして「次世代」へ継承すべきこの「みどり」を菊の花と菊川の流れをモチーフとして、２色の緑で市章にあらわしています。

すべての市民の協働によるまちづくりの様子、現在から未来へと受け継げられ、人と緑がともにいきいきと共生していく姿が感じられませんか。

○　市の花 「菊」	菊は、市内を流れ市の名の由来ともなった川「菊川」の一文字、大輪から小菊まで種類が豊富で、美しく清楚で気品があります。
○　市の木 「茶」	茶は、菊川市の特産品。「深蒸し茶」は菊川市が発祥の地です。毎年、新茶の季節は市内がもえぎ色に輝きます。
○　市の鳥 「キセキレイ」	キセキレイは、きれいな水辺に住む小鳥で「チチン、チチン」と、愛らしくさわやかにさえずります。

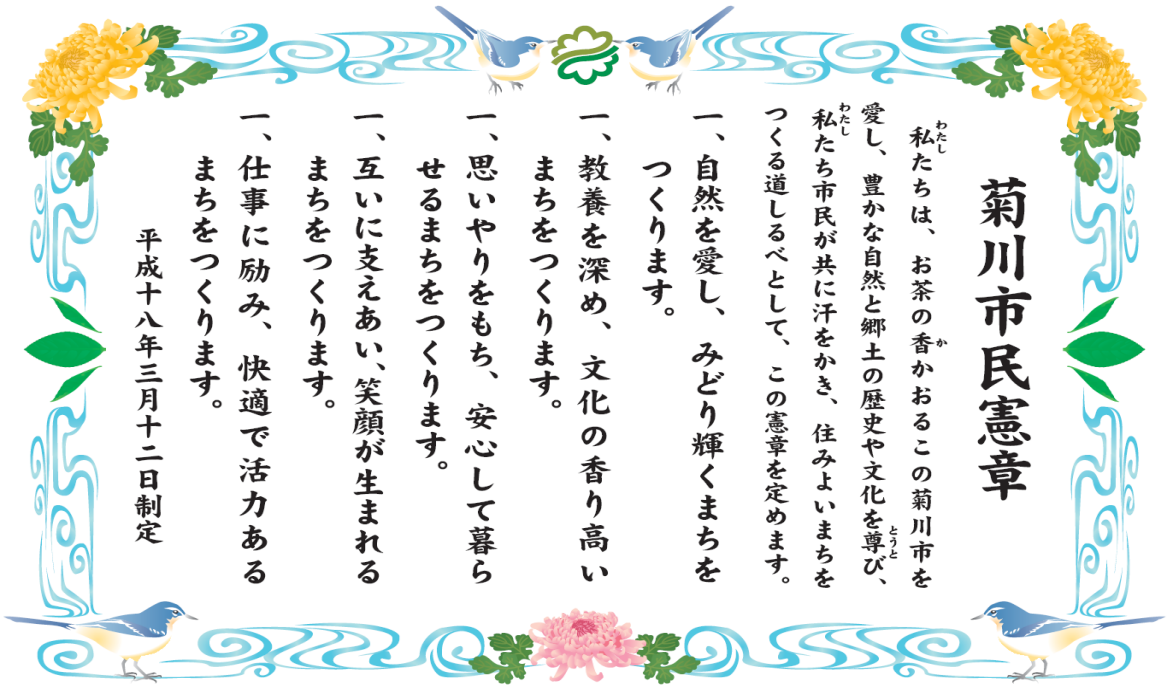

菊川市民憲章

私たちは、お茶の香かおるこの菊川市を愛し、豊かな自然と郷土の歴史や文化を尊び、私たち市民が共に汗をかき、住みよいまちをつくる道しるべとして、この憲章を定めます。

一、自然を愛し、みどり輝くまちをつくります。

一、教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。

一、思いやりをもち、安心して暮らせるまちをつくります。

一、互いに支えあい、笑顔が生まれるまちをつくります。

一、仕事に励み、快適で活力あるまちをつくります。

平成十八年三月十二日制定

目　　次

１．菊川市の概要 ---------- 1
(1) 地理的条件 ---------- 1
(2) 位置 ---------- 1
(3) 人口と世帯 ---------- 1
(4) 菊川市の沿革 ---------- 2
(5) 行政機構図 ---------- 3

２．税務課の概要 ---------- 4
(1) 組織 ---------- 4
(2) 事務分掌 ---------- 4

３．一般会計及び市税の概要 ---------- 5
(1) 一般会計歳入歳出の当初予算 ---------- 5
(2) 一般会計歳入歳出の決算状況 ---------- 6
(3) 市税の決算状況 ---------- 7
(4) 市税の徴収に要する経費 ---------- 10
(5) 市民の市税負担額と一般会計歳出額 ----- 10

４．市税の税率及び納期 ---------- 11
(1) 個人市民税 ---------- 11
(2) 法人市民税 ---------- 11
(3) 固定資産税 ---------- 12
(4) 軽自動車税 ---------- 12
(5) 市たばこ税 ---------- 13
(6) 都市計画税 ---------- 14
(7) 市税の納期 ---------- 14

５．個人市民税 ---------- 15
(1) 徴収区分別納税義務者数 ---------- 15
(2) 徴収区分別税額 ---------- 16
(3) 所得区分による課税状況 ---------- 17
(4) 所得区分による課税状況 ---------- 18

６．法人市民税 ---------- 19
(1) 納税義務者数 ---------- 19
(2) 月別調定額 ---------- 19

７．固定資産税 ---------- 20
(1) 納税義務者数及び課税標準額 ---------- 20
(2) 土地の概要 ---------- 20
(3) 土地評価状況 ---------- 21
(4) 家屋評価状況 ---------- 23
(5) 新増築家屋状況 ---------- 23
(6) 償却資産課税標準額段階別納税義務者数 -- 24
(7) 償却資産種類別課税標準額の状況 -------- 25
(8) 国有資産等所在市町村交付金 -- 25

８．都市計画税 ---------- 25
(1) 都市計画税の区域 ---------- 25
(2) 都市計画税の概要 ---------- 26

９．軽自動車税 ---------- 26
(1) 軽自動車税の概要 ---------- 26

１０．市たばこ税 ---------- 28
(1) 市たばこ税の概要 ---------- 28

１１．市税の収納状況 ---------- 28
(1) 督促状発送件数 ---------- 28
(2) 差押処分 ---------- 28
(3) 口座振替収入状況 ---------- 29
(4) コンビニ収納状況 ---------- 29

１２．税務証明状況 ---------- 30
(1) 税務証明書等発行件数 ---------- 30

１３．国民健康保険税の概要 ---------- 31
(1) 税率 ---------- 31
(2) 納期 ---------- 32
(3) 課税状況 ---------- 32
(4) 加入状況及び加入者負担状況 ---------- 32
(5) 決算状況 ---------- 33

1.　菊川市の概要

(1) 地理的条件

菊川市は、静岡県の中西部に位置します。東に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた自然景観と都市的機能が共存する地域です。

市域は、東西方向は約９ｋｍ、南北方向は約 17ｋｍで、面積は 94.19ｋ㎡です。

東海道本線 JR 菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジなどが存在し、新幹線掛川駅に近接するなど交通の要衝となっています。平成 21 年６月には富士山静岡空港が開港し、交通の結節点として更に利便性が高まり、将来に向け大きく発展することが期待されています。

(2) 位置

市役所の位置は東経 138 度 5 分 16 秒、北緯 34 度 45 分 16 秒です。

■菊川市の主要交通網

■静岡県内における菊川市の位置

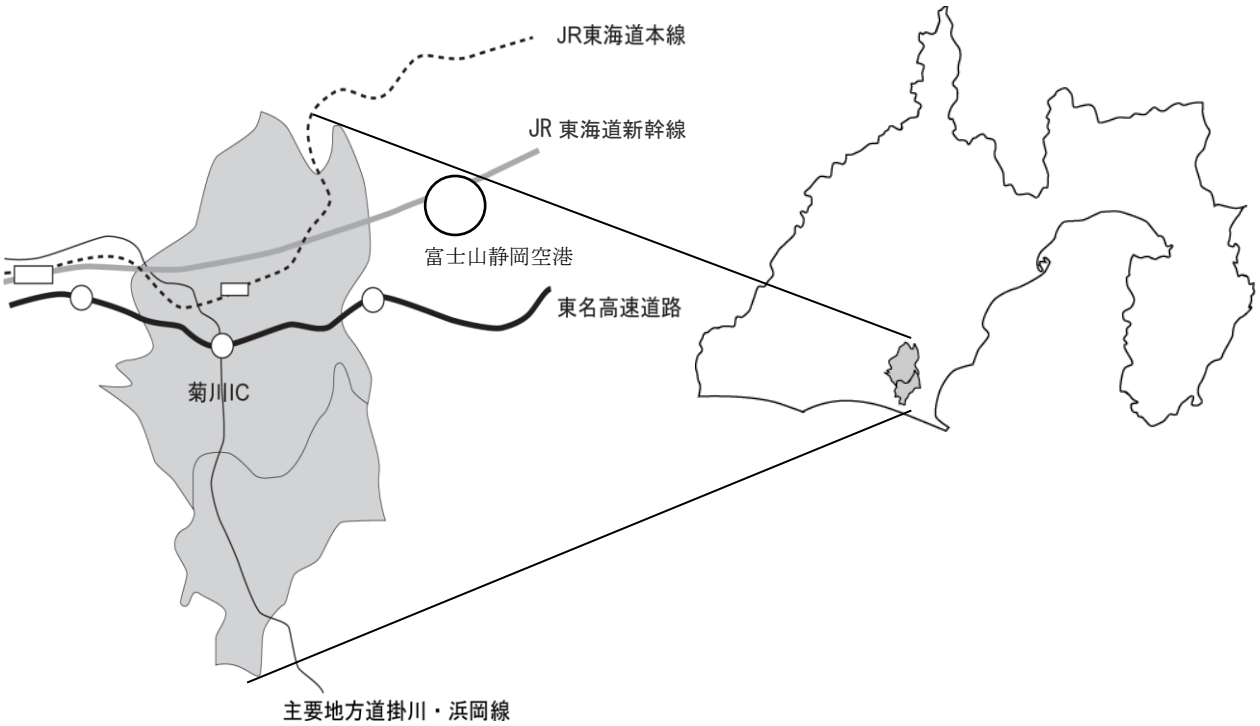

(3) 人口と世帯（各年３月 31 日現在）

（単位：人・世帯）

区分	平成 31 年	令和２年	令和３年
総人口	48,319	48,474	48,066
世帯数	17,802	18,162	18,335
1 世帯当たりの人員	2.71	2.67	2.62
内、外国人　人　口	3,450	3,735	3,628
世帯数	1,565	1,707	1,705

(4)　菊川市の沿革

合併の経過を見ると、明治中期には、菊川市は 11 の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により１町８村となり、昭和 29 年から 32 年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の２町になりました。

平成 14 年、この地域においても平成の大合併の動きが始まり、以後様々な枠組が議論される中、一級河川菊川や病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係の深い両町が合併し菊川市が誕生しました。

合併の経緯

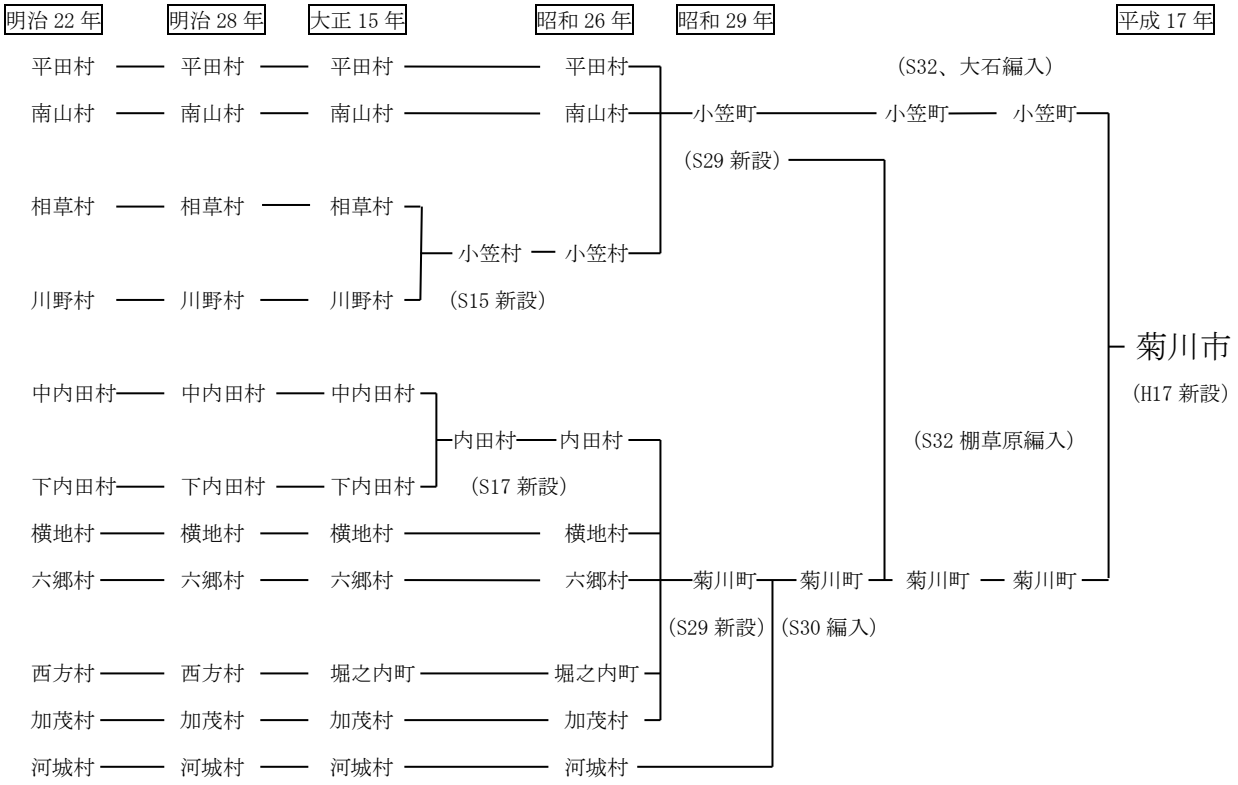

(5) 行政機構図（病院・消防を除く）　　（令和３年度）

部	部職員数	課･室･局･館	課職員数	係	係職員数
総務部	31			連携調整室	1
		総務課	13	行政係	4
				人事研修係	6
				契約検査係	2
		秘書広報課	6	秘書広報係	5
		地域支援課	10	自治振興係	5
				市民協働係	4
危機管理部	8	危機管理課	7	防災計画係	3
				防災対策係	3
企画財政部	40			連携調整室	1
		企画政策課	10	企画係	6
				ICT推進係	3
		財政課	9	財政係	4
				資産経営係	4
		税務課	19	管理徴収係	6
				市民税係	6
				資産税係	6
生活環境部	42			連携調整室	1
		市民課	14	市民係	7
				国保年金係	6
		環境推進課	7	環境政策係	3
				環境推進係	3
		下水道課	7	庶務係	3
				事業係	3
		水道課	9	庶務係	2
				事業係	6
		小笠市民課	3	市民福祉係	2
健康福祉部	34			連携調整室	1
		福祉課	11	社会福祉係	3
				生活福祉係	3
				障がい者福祉係	4
		長寿介護課	14	高齢者福祉係	4
				包括支援係	4
				介護保険係	5
		健康づくり課	7	成人保健係	6

部	部職員数	課･室･局･館	課職員数	係	係職員数
こども未来部	47			連携調整室	1
		こども政策課	32	こども政策係	3
				幼保こども園係	5
				おおぞら認定こども園	16
				小笠北幼稚園	6
		子育て応援課	13	こども福祉係	5
				母子保健係	4
				発達支援係	3
建設経済部	52			連携調整室	1
		建設課	14	管理係	5
				整備係	4
				道路保全係	4
		都市計画課	11	都市計画係	4
				住宅建築係	3
				都市整備係	3
		商工観光課	8	産業振興係	4
				商工観光係	3
		農林課	13	農業振興係	5
				農地利用係	4
				土地改良係	3
		茶業振興課	3	茶業振興係	2
	5	会計課	5	会計係	4
教育文化部	35			連携調整室	1
		教育総務課	9	総務係	2
				施設係	4
				給食センター係	2
		学校教育課	6	学校政策係	2
				学校指導係	2
		社会教育課	12	社会教育係	5
				スポーツ振興係	3
				文化振興係	3
		図書館	6	菊川文庫	3
				小笠図書館	2
議会事務局	5			総務係	4
	2	監査委員事務局	2	監査係	1

※職員数には再任用を含みます。

2.　税務課の概要

(1) 組織　　(令和３年度)　　(単位：人)

係名	計	課長	主幹	係長	主任主査	主査	主事
管理徴収係	7			1	1	2	3
市民税係	6			1		3	2
資産税係	6		1			3	2
合計	20	1	1	2	1	8	7

職員一人当たり人口	2,403　人
職員一人当たり世帯数	917　世帯
職員一人当たり面積	4.71　K㎡

※令和３年４月１日現在（静岡県交流職員を含む）

(2)　事務分掌　　(令和３年度)

①管理徴収係

ア　市税等の収納管理に関すること。

イ　軽自動車税の賦課調定に関すること。

ウ　市たばこ税に関すること。

エ　口座振替に関すること。

オ　滞納整理、納税相談に関すること。

カ　滞納処分（財産調査、催告通知送付、差押え、捜索・公売）に関すること。

キ　執行停止、不納欠損処分に関すること。

ク　催告書一斉発送に関すること。

ケ　静岡地方税滞納整理機構に関すること。

②市民税係

ア　個人・法人の市民税の課税調査及び賦課調定に関すること。

イ　国民健康保険税の賦課調定に関すること。

③資産税係

ア　固定資産税の賦課調定に関すること。

イ　都市計画税の賦課調定に関すること。

ウ　特別土地保有税の賦課調定に関すること。

3.　一般会計及び市税の概要

(1)　一般会計歳入歳出の当初予算（構成比合計は四捨五入のため 100%でない場合がある）　（単位：千円）

歳　入		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
1	市税	7,298,828	37.61%	7,460,357	37.71%	6,862,453	35.92%
2	地方譲与税	283,829	1.46%	298,303	1.51%	270,302	1.41%
3	利子割交付金	9,500	0.05%	5,600	0.03%	5,500	0.03%
4	配当割交付金	24,000	0.12%	27,700	0.14%	26,000	0.14%
5	株式等譲渡所得割交付金	29,800	0.15%	18,500	0.09%	34,000	0.18%
6	法人事業税交付金	0	0.00%	50,000	0.00%	62,000	0.32%
7	地方消費税交付金	885,000	4.56%	1,066,000	5.39%	1,025,000	5.37%
8	ゴルフ場利用税交付金	52,600	0.27%	50,100	0.25%	45,000	0.24%
9	自動車取得税交付金	55,000	0.28%	1	0.00%	0	0.00%
10	環境性能割交付金	28,667	0.15%	45,000	0.23%	39,000	0.20%
11	地方特例交付金	202,256	1.04%	74,611	0.38%	110,000	0.58%
12	地方交付税	2,641,000	13.61%	2,422,000	12.24%	2,570,000	13.45%
13	交通安全対策特別交付金	7,600	0.04%	8,100	0.04%	7,400	0.04%
14	分担金及び負担金	140,446	0.72%	72,758	0.37%	83,136	0.44%
15	使用料及び手数料	156,568	0.81%	149,909	0.76%	131,853	0.69%
16	国庫支出金	2,246,433	11.58%	2,244,643	11.34%	2,691,460	14.09%
17	県支出金	1,480,316	7.63%	1,831,644	9.26%	1,432,828	7.50%
18	財産収入	71,678	0.37%	40,521	0.20%	67,701	0.35%
19	寄附金	170,653	0.88%	300,644	1.52%	102,563	0.54%
20	繰入金	457,190	2.36%	406,024	2.05%	399,726	2.09%
21	繰越金	200,000	1.03%	200,000	1.01%	200,000	1.05%
22	諸収入	1,000,836	5.16%	1,008,685	5.10%	996,778	5.17%
23	市債	1,962,800	10.11%	2,004,900	10.13%	1,942,300	10.17%
合計		19,405,000	100.00%	19,786,000	100.00%	19,105,000	100.00%

歳　出（目的別）		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
1	議会費	157,942	0.81%	155,151	0.78%	159,164	0.83%
2	総務費	2,634,510	13.58%	2,852,641	14.42%	2,053,673	10.75%
3	民生費	5,360,056	27.62%	5,391,367	27.25%	5,721,654	29.95%
4	衛生費	2,656,284	13.69%	2,681,588	13.55%	2,938,215	15.38%
5	労働費	450,270	2.32%	466,497	2.36%	481,037	2.52%
6	農林水産業費	823,625	4.24%	1,008,762	5.10%	448,507	2.35%
7	商工費	190,703	0.98%	254,458	1.29%	273,893	1.43%
8	土木費	1,648,505	8.50%	1,567,423	7.92%	1,511,609	7.91%
9	消防費	734,600	3.79%	767,071	3.88%	808,189	4.23%
10	教育費	2,643,851	13.62%	2,513,269	12.70%	2,454,222	12.85%
11	災害復旧費	30	0.00%	30	0.00%	16,090	0.08%
12	公債費	2,074,624	10.69%	2,097,743	10.60%	2,208,747	11.56%
13	予備費	30,000	0.15%	30,000	0.16%	30,000	0.16%
合計		19,405,000	100.00%	19,786,000	100.00%	19,105,000	100.00%

(2)　一般会計歳入歳出の決算状況（構成比合計は四捨五入のため100%でない場合がある）　（単位：千円）

歳　入		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1	市税	7,441,284	38.59%	7,615,587	36.83%	7,474,386	29.91%
2	地方譲与税	290,173	1.50%	290,359	1.40%	290,273	1.16%
3	利子割交付金	11,987	0.06%	5,760	0.03%	5,784	0.02%
4	配当割交付金	22,855	0.12%	26,817	0.13%	24,686	0.10%
5	株式等譲渡所得割交付金	22,859	0.12%	18,104	0.09%	33,635	0.13%
6	法人事業税交付金	0	0.00%	0	0.00%	47,467	0.19%
7	地方消費税交付金	889,277	4.61%	825,716	3.99%	1,015,021	4.06%
8	ゴルフ場利用税交付金	51,350	0.27%	46,688	0.23%	46,252	0.19%
9	自動車取得税交付金	111,981	0.58%	56,796	0.27%	0	0.00%
10	環境性能割交付金	0	0.00%	16,269	0.00%	32,698	0.13%
11	地方特例交付金	47,512	0.25%	150,252	0.73%	75,052	0.30%
12	地方交付税	2,654,183	13.76%	2,567,341	12.42%	2,527,766	10.11%
13	交通安全対策特別交付金	7,723	0.04%	7,397	0.04%	8,198	0.03%
14	分担金及び負担金	259,666	1.35%	138,743	0.67%	66,212	0.26%
15	使用料及び手数料	162,823	0.84%	154,947	0.75%	144,757	0.58%
16	国庫支出金	2,026,159	10.51%	2,539,040	12.28%	8,049,055	32.21%
17	県支出金	1,359,517	7.05%	1,515,885	7.33%	1,365,936	5.47%
18	財産収入	50,062	0.26%	116,024	0.56%	45,632	0.18%
19	寄附金	155,290	0.81%	308,416	1.49%	110,914	0.44%
20	繰入金	496,962	2.58%	567,232	2.74%	332,621	1.33%
21	繰越金	258,496	1.34%	299,953	1.45%	245,748	0.98%
22	諸収入	1,025,719	5.32%	1,059,346	5.12%	1,040,464	4.16%
23	市債	1,938,800	10.05%	2,350,300	11.37%	2,007,800	8.03%
合計		19,284,678	100.00%	20,676,972	100.00%	24,990,357	100.00%

歳　出（目的別）		平成30年度		令和元年度		令和２年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1	議会費	152,100	0.81%	155,513	0.77%	155,767	0.63%
2	総務費	2,283,669	12.20%	2,618,765	12.97%	7,593,428	30.91%
3	民生費	5,371,479	28.70%	5,453,658	27.01%	5,604,640	22.82%
4	衛生費	2,615,397	13.98%	2,674,650	13.25%	2,654,108	10.80%
5	労働費	421,373	2.25%	450,234	2.23%	466,351	1.90%
6	農林水産業費	512,636	2.74%	868,227	4.30%	538,708	2.19%
7	商工費	195,937	1.05%	255,558	1.27%	391,774	1.59%
8	土木費	1,658,738	8.86%	1,742,805	8.63%	1,539,344	6.27%
9	消防費	736,856	3.94%	735,897	3.64%	752,470	3.06%
10	教育費	2,660,735	14.22%	3,001,347	14.86%	2,713,658	11.05%
11	災害復旧費	20,292	0.11%	166,470	0.82%	90,144	0.37%
12	公債費	2,081,977	11.12%	2,068,100	10.24%	2,064,882	8.41%
13	諸支出金	3,536	0.02%	0	0.00%	0	0.00%
14	予備費	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計		18,714,725	100.00%	20,191,224	100.00%	24,565,274	100.00%

(3)　市税の決算状況

○　平成 30 年度　　（単位：円）

税目	区分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
市民税	個人	現年度	2,434,631,000	2,401,030,965	333,599	33,266,436	98.62%
		滞納繰越分	97,262,642	28,767,632	12,442,289	56,052,721	29.58%
		小計	2,531,893,642	2,429,798,597	12,775,888	89,319,157	95.97%
	法人	現年度	566,978,400	565,823,500	0	1,154,900	99.80%
		滞納繰越分	3,297,100	661,300	380,000	2,255,800	20.06%
		小計	570,275,500	566,484,800	380,000	3,410,700	99.34%
	計		3,102,169,142	2,996,283,397	13,155,888	92,729,857	96.59%
固定資産税	固定資産税	現年度	3,680,741,900	3,656,224,387	3,331,857	21,185,656	99.33%
		滞納繰越分	81,726,817	27,053,317	13,727,981	40,945,519	33.10%
		小計	3,762,468,717	3,683,277,704	17,059,838	62,131,175	97.90%
		交・納付金	2,579,200	2,579,200	0	0	100.00%
	計		3,765,047,917	3,685,856,904	17,059,838	62,131,175	97.90%
軽自動車税	現年度		154,612,100	152,016,944	34,500	2,560,656	98.32%
	滞納繰越分		5,994,249	1,282,530	636,490	4,075,229	21.40%
	計		160,606,349	153,299,474	670,990	6,635,885	95.45%
市たばこ税			277,007,074	277,007,074	0	0	100.00%
特別土地保有税			―	―	―	―	―
都市計画税	現年度		328,586,600	326,397,876	297,440	1,891,284	99.33%
	滞納繰越分		7,369,346	2,439,411	1,237,859	3,692,076	33.10%
	計		335,955,946	328,837,287	1,535,299	5,583,360	97.88%
市税合計	現年度		7,445,136,274	7,381,079,946	3,997,396	60,058,932	99.14%
	滞納繰越分		195,650,154	60,204,190	28,424,619	107,021,345	30.77%
	市税合計		7,640,786,428	7,441,284,136	32,422,015	167,080,277	97.39%

○　令和元年度　　（単位：円）

税目		区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
市民税	個人	現年度	2,513,801,700	2,474,304,405	0	39,497,295	98.43%
		滞納繰越分	89,082,323	30,395,324	6,966,388	51,720,611	34.12%
		小計	2,602,884,023	2,504,699,729	6,966,388	91,217,906	96.23%
	法人	現年度	548,961,300	548,428,800	0	532,500	99.90%
		滞納繰越分	3,410,700	893,600	462,500	2,054,600	26.20%
		小計	552,372,000	549,322,400	462,500	2,587,100	99.45%
	計		3,155,256,023	3,054,022,129	7,428,888	93,805,006	96.79%
固定資産税	固定資産税	現年度	3,779,926,600	3,754,254,348	13,870	25,658,382	99.32%
		滞納繰越分	61,404,938	25,275,315	4,935,075	31,194,548	41.16%
		小計	3,841,331,538	3,779,529,663	4,948,945	56,852,930	98.39%
		交・納付金	2,547,900	2,547,900	0	0	100.00%
	計		3,843,879,438	3,782,077,563	4,948,945	56,852,930	98.39%
軽自動車税	種別割	現年度	160,972,900	158,290,134	0	2,682,766	98.33%
		滞納繰越分	6,615,785	1,971,700	384,800	4,259,285	29.80%
		小計	167,588,685	160,261,834	384,800	6,942,051	95.63%
	環境性能割	現年度	2,903,400	2,903,400	0	0	100.00%
		滞納繰越分	0	0	0	0	0
		小計	2,903,400	2,903,400	0	0	100.00%
	計		170,492,085	163,165,234	384,800	6,942,051	95.70%
市たばこ税			280,900,411	280,900,411	0	0	100.00%
特別土地保有税			―	―	―	―	―
都市計画税	現年度		335,428,000	333,149,863	1,230	2,276,907	99.32%
	滞納繰越分		5,518,097	2,271,343	443,486	2,803,268	41.16%
	計		340,946,097	335,421,206	444,716	5,080,175	98.38%
市税合計	現年度		7,625,442,211	7,554,779,261	15,100	70,647,850	99.07%
	滞納繰越分		166,031,843	60,807,282	13,192,249	92,032,312	36.62%
	市税合計		7,791,474,054	7,615,586,543	13,207,349	162,680,162	97.74%

○　令和２年度　　（単位：円）

税目		区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
市民税	個人	現年度	2,548,695,800	2,509,478,234	1,248,744	37,968,822	98.46
		滞納繰越分	90,296,015	25,323,308	10,702,024	54,270,683	28.04
		小計	2,638,991,815	2,534,801,542	11,950,768	92,239,505	96.05
	法人	現年度	396,969,600	384,024,635	56,065	12,888,900	96.74
		滞納繰越分	2,587,100	717,000	645,700	1,224,400	27.71
		小計	399,556,700	384,741,635	701,765	14,113,300	96.29
	計		3,038,548,515	2,919,543,177	12,652,533	106,352,805	96.08
固定資産税	固定資産税	現年度	3,787,219,400	3,747,838,708	623,966	38,756,726	98.96
		滞納繰越分	56,701,464	18,216,176	4,348,550	34,136,738	32.13
		小計	3,843,920,864	3,766,054,884	4,972,516	72,893,464	97.97
		交・納付金	2,516,500	2,516,500	0	0	100.00
	計		3,846,437,364	3,768,571,384	4,972,516	72,893,464	97.98
軽自動車税	種別割	現年度	166,957,400	164,495,968	39,932	2,421,500	98.53
		滞納繰越分	6,877,551	2,053,214	600,761	4,223,576	29.85
		小計	173,834,951	166,549,182	640,693	6,645,076	95.81
	環境性能割	現年度	5,740,400	5,740,400	0	0	100.00
		滞納繰越分	0	0	0	0	0
		小計	5,740,400	5,740,400	0	0	100.00
	計		179,575,351	172,289,582	640,693	6,645,076	95.94
市たばこ税			276,387,554	276,387,554	0	0	100.00
特別土地保有税			0	0	0	0	0
都市計画税	現年度		339,496,800	335,966,606	55,934	3,474,260	98.96
	滞納繰越分		5,066,641	1,627,732	388,571	3,050,338	32.13
	計		344,563,441	337,594,338	444,505	6,524,598	97.98
市税合計	現年度		7,523,983,454	7,426,448,605	2,024,641	95,510,208	98.70
	滞納繰越分		161,528,771	47,937,430	16,685,606	96,905,735	29.68
	市税合計		7,685,512,225	7,474,386,035	18,710,247	192,415,943	97.25

(4)　市税の徴収に要する経費　（単位：円）

区分＼年度		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
徴税費	税務総務費	148,127,923	144,338,881	127,896,250
	（人件費再掲）	(139,977,418)	(138,390,964)	(127,896,250)
	賦課徴収費	93,934,399	126,463,811	126,810,585
	小計	242,062,322	270,802,692	254,706,835
県民税徴収費委託金		80,763,380	81,899,787	83,366,819
差引徴税額		161,298,942	188,902,905	171,340,016
市税収入額に対する徴税費割合		2.17%	2.48%	2.29%
市税収入額		7,441,284,136	7,615,586,543	7,474,386,035

※　国民健康保険税賦課・徴収事務に係る人件費含む。

(5)　市民の市税負担額と一般会計歳出額　（単位：円）

区分＼年度		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
市民税	市民一人当たり	62,010	63,003	60,740
	一世帯当たり	168,312	168,155	159,233
固定資産税	市民一人当たり	76,228	77,970	78,352
	一世帯当たり	206,902	208,101	205,403
軽自動車税	市民一人当たり	3,173	3,366	3,584
	一世帯当たり	8,611	8,984	9,397
市たばこ税	市民一人当たり	5,733	5,795	5,750
	一世帯当たり	15,560	15,466	15,074
合計	市民一人当たり	147,144	150,134	148,426
	一世帯当たり	399,385	400,706	389,107
一般会計歳出額	市民一人当たり	387,316	416,537	511,074
	一世帯当たり	1,051,271	1,111,729	1,339,802
人　口		48,319	48,474	48,066
世帯数		17,802	18,162	18,335

※　市税収入済額と一般会計決算額における負担・歳出状況

※　市民税は法人市民税を含み、固定資産税は交付・納付金を含まない。

※　令和元年度から軽自動車税については、環境性能割を含んで計上。

※　人口・世帯数は各年度３月３１日現在の住民基本台帳登録による。

4.　市税の税率及び納期

(1)　個人市民税

<table>
<tr><th>納税義務者</th><th>課税標準・税率</th></tr>
<tr><td>①１月１日現在において、市内に住所を有する個人で前年中に所得がある者(均等割及び所得割)

②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない者（均等割）</td><td>ア　均等割　3,500 円　（県民税　1,900 円）

イ　所得割
<table>
<tr><th>課税所得　税率</th><th>（市民税率）</th><th>（県民税率）</th></tr>
<tr><td>一律　10%</td><td>（６%）</td><td>（４%）</td></tr>
</table>
・所得割＝（所得金額－所得控除額）×税率－調整控除等
※東日本大震災を教訓として、地震や津波などの自然災害に対して強い県土を築くための財源確保として、特例法に基づき平成 26 年度から令和５年度までの 10 年間市民税と県民税の均等割がそれぞれ 500 円引き上げられました。
※森林（もり）づくり県民税
静岡県が実施している「森の力再生事業」の財源として、令和３年度から令和７年度まで年額 400 円、県民税均等割に加算されています。</td></tr>
</table>

(2)　法人市民税

<table>
<tr><th>納税義務者</th><th>課税標準・税率</th></tr>
<tr><td>①市内に事務所を有する法人
（均等割及び法人税割）

②市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（収益事業を行わないものを除く。）
（均等割）</td><td>ア　均等割
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>税率（年額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10 億円超
50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 億円超
10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 千万円超
1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr>
<tr><td>50 人以下</td><td>50,000 円</td></tr>
</table>
※　従業者数は、市内に有する事務所等の人員による。
イ　平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から課税標準となる法人税額×9.7%
令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度から課税標準となる法人税額×6.0%</td></tr>
</table>

(3)　固定資産税

納税義務者	課税標準・税率
１月１日現在において市内に所在する固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する者	ア　税率　1.4% イ　法定免税点（課税標準額） 土地　30 万円 家屋　20 万円 償却資産　150 万円

(4)　軽自動車税

≪納税義務者≫

４月１日現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車を所有する者

≪課税標準・税率≫

車　　種		税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下	2,000 円
	125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽２輪	２輪（側車を含む。）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
２輪の小型自動車		6,000 円

車種区分			税　　率（年額）		
			平成 27 年３月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13 年を経過した車両（重課税額）
軽３輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽４輪以上	乗　用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

軽４輪自動車等の税額には、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」に応じた税額が適用されます。

なお、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス車等及びけん引車は対象外です。

≪グリーン化特例（軽課）≫

令和２年４月１日から令和３年３月 31 日までに最初の新規検査をした車両で下記の①～③の環境性能を有する車両は令和３年度分に限り軽課税率が適用されます。

車種区分（平成 27 年４月１日以降に新車登録された車）			標準税額	グリーン化特例（軽課税率）（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日に登録された車）		
				電気自動車等 概ね 75％軽減 ①	燃費基準等 概ね 50％軽減 ②	燃費基準等 概ね 25％軽減 ③
軽３輪			3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽４輪以上	乗　用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

①電気自動車・天然ガス自動車（H30 年排出ガス基準適合または H21 年排出ガス基準 10％低減）

②H30 年排出ガス基準 50％低減または H17 年排出ガス基準 75％低減かつＲ２年度燃費基準＋30％達成車（乗用）、H30 年排出ガス基準 50％低減または H17 年排出ガス基準 75％低減かつ H27 年度燃費基準＋35％達成車（貨物）

③H30 年排出ガス基準 50％低減または H17 年排出ガス基準 75％低減かつＲ２年度燃費基準＋10％達成車（乗用）、H30 年排出ガス基準 50％低減または H17 年排出ガス基準 75％低減かつ H27 年度燃費基準＋15％達成車（貨物）

※②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

(5)　市たばこ税

納税義務者	課税標準・税率
①製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社） ②特定販売業者（輸入業者） ③卸売販売業者	従量制 1,000本につき6,122円（令和３年９月30日以前） 1,000本につき6,552円（令和３年10月１日以降） ※令和元年 10 月１日以降は、旧３級品の紙巻たばこ（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマ）の税率については、特例税率が廃止され一般品と同じ税率になりました。

(6)　都市計画税

納税義務者	課税標準・税率
１月１日現在において都市計画区域として指定されたもののうち用途地域として定められた区域内に所在する土地及び家屋を所有する者	ア　税率　0.3%

(7)　市税の納期（令和３年度）

月 税目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
個人市民税 （普通徴収）			１期		２期		３期		４期			
個人市民税 （特別徴収・年金）		４・６・８・10・12・２月の各年金支給日										
個人市民税 （特別徴収・給与）		６月から翌年５月までの翌月の 10 日										
法人市民税		事業年度終了後の日から原則として２ヶ月以内										
固定資産税 都市計画税		１期		２期				３期		４期		
軽自動車税 （種別割）		全期										
たばこ税		毎月分翌月の末日まで										

5.　個人市民税

(1)　徴収区分別納税義務者数（市町村税課税状況調）　（単位：人）

徴収区分＼年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
特別徴収㊫	均等割のみの者	627	2.4%	608	2.3%	597	2.3%
	所得割のみの者	－	－	－	－	－	－
	均等割･所得割の者	16,637	63.5%	16,831	63.4%	16,982	64.3
	計	17,264	65.9%	17,439	65.7%	17,579	66.6%
特別徴収㊟	均等割のみの者	867	3.3%	930	3.5%	1,010	3.8%
	所得割のみの者	－	－	－	－	－	－
	均等割･所得割の者	3,499	13.3%	3,501	13.2%	3,729	14.1%
	計	4,366	16.6%	4,431	16.7%	4,739	17.9%
普通徴収	均等割のみの者	937	3.6%	948	3.5%	846	3.2%
	所得割のみの者	－	－	－	－	－	－
	均等割･所得割の者	3,648	13.9%	3,743	14.1%	3,235	12.3%
	計	4,585	17.5%	4,691	17.6%	4,081	15.5%
合計	均等割のみの者	2,431	9.3%	2,486	9.4%	2,453	9.3%
	所得割のみの者	－	－	－	－	－	－
	均等割･所得割の者	23,784	90.7%	24,075	90.6%	23,946	90.7%
	計	26,215	100.0%	26,561	100.0%	26,399	100.0%

※　特別徴収㊫は、給与特徴に係る分

※　特別徴収㊟は、年金特徴に係る分

※　均等割のみの者については、課税資料により抽出・集計

※　普通徴収における「均等割・所得割の者」及び「計」は、市町村課税状況調の資料から当該数値を算出することができないため、差し引き数字とした。

(2)　徴収区分別税額（市町村税課税状況調）　（単位：千円）

徴収区分＼年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
		税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
特別徴収㊫	均等割額	60,424	2.4%	61,037	2.4%	61,527	2.5%
	所得割額	1,932,814	77.0%	1,941,221	76.9%	1,841,526	76.1%
	計	1,993,238	79.4%	2,002,258	79.3%	1,903,053	78.6%
特別徴収㊨	均等割額	12,244	0.5%	12,373	0.5%	12,952	0.5%
	所得割額	88,705	3.5%	89,835	3.6%	93,707	3.9%
	計	100,949	4.0%	102,208	4.0%	106,659	4.4%
普通徴収	均等割額	19,085	0.8%	19,554	0.8%	17,919	0.7%
	所得割額	396,707	15.8%	401,104	15.9%	393,768	16.3%
	計	415,792	16.6%	420,658	16.7%	411,687	17.0%
合計	均等割額	91,753	3.7%	92,964	3.7%	92,398	3.8%
	所得割額	2,418,226	96.3%	2,432,160	96.3%	2,329,001	96.2%
	計	2,509,979	100.0%	2,525,124	100.0%	2,421,399	100.0%

※　特別徴収㊫は、給与特徴に係る分

※　特別徴収㊨は、年金特徴に係る分

(3)　所得区分による課税状況（市町村税課税状況調）　（単位：人・千円）

区分＼年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度
所得割を納める者	納税義務者数	給与所得	19,571	20,028	19,861
		営業等所得	726	704	700
		農業所得	225	107	152
		その他の所得	3,262	3,236	3,233
		計	23,784	24,075	23,946
	総所得金額	給与所得	58,790,887	59,901,538	59,888,559
		営業等所得	2,584,689	2,598,043	2,648,483
		農業所得	630,565	297,742	381,613
		その他の所得	5,162,975	5,217,437	5,500,628
		計	67,169,116	68,014,760	68,419,283
	算出税額	給与所得	2,216,303	2,247,642	2,144,279
		営業等所得	103,641	105,524	105,233
		農業所得	21,126	10,045	11,553
		その他の所得	153,681	157,424	155,520
		計	2,494,751	2,520,635	2,416,585
均等割を納める者	納税義務者数		26,215	26,561	26,399
	均等割額		91,753	92,964	92,398

※　土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等についての分離課税分を除く。

※　「算出税額」は、税額控除前。

※　「均等割を納める者」は、家屋敷等のみの課税者（地方税法第 294 条第１項第２号に該当する者）を除く。

(4)　所得区分による課税状況　令和３年度（市町村税課税状況調）　（単位：千円）

種別 課税標準段階	納税義務者数(人)	所得金額				一人当たり所得額
		総所得（山林、退職含む。）	分離譲渡等に係る所得	株式等に係る所得	合計所得	
10 万円以下	927	697,916	226,463	43,964	968,343	1,045
10 超～ 100	8,406	12,254,658	96,985	26,656	12,378,299	1,473
100～ 200	7,321	18,959,705	75,628	18,324	19,053,657	2,603
200～ 300	4,165	16,203,648	99,227	43,308	16,346,183	3,925
300～ 400	1,673	8,647,968	68,284	26,856	8,743,108	5,226
400～ 550	944	6,159,667	2,088	17,120	6,178,875	6,545
550～ 700	237	1,951,152	124,106	19	2,075,277	8,756
700～1000	145	1,486,555	451,181	22,327	1,960,063	13,518
1000～	128	2,877,184	29,382	21,443	2,928,009	22,875
合計	23,946	69,238,453	1,173,344	220,017	70,631,814	2,950

種別 課税標準段階	課税標準額	算出税額	税額控除等	税額控除後（所得割）	平均税率（%）	納税義務者数構成比（%）
10 万円以下	292,855	10,091	1,165	8,926	6.0	3.9
10 超～ 100	4,839,540	286,324	24,293	262,031		35.1
100～ 200	10,768,427	642,986	48,533	594,453		30.6
200～ 300	10,326,773	615,157	48,593	566,564		17.4
300～ 400	5,842,937	347,649	16,663	330,986		7.0
400～ 550	4,325,774	258,929	7,723	251,206		3.9
550～ 700	1,577,737	90,932	3,428	87,504		1.0
700～1000	1,655,804	85,137	3,015	82,122		0.6
1000～	2,614,255	155,369	10,160	145,209		0.5
合計	42,244,102	2,492,574	163,573	2,329,001	6.0	100.0%

6.　法人市民税

(1)　納税義務者数（市町村税課税状況調）　（単位：人）

区分＼年度	資本金	従業員数	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
９号法人	50 億円超	50 人超	9	10	11
８号法人	10 億円超～50 億円以下	50 人超	7	7	7
７号法人	10 億円超	50 人以下	52	53	48
６号法人	1 億円超～10 億円以下	50 人超	8	9	10
５号法人	1 億円超～10 億円以下	50 人以下	52	57	54
４号法人	1 千万円超～ 1 億円以下	50 人超	25	24	23
３号法人	1 千万円超～ 1 億円以下	50 人以下	174	175	170
２号法人	1 千万円以下	50 人超	8	7	7
１号法人	1 千万円以下	50 人以下	594	598	591
合計			929	940	921

(2)　月別調定額（各年度決算資料）　（単位：千円）

月別＼年度	平成 30 年度			令和元年度			令和２年度		
	均等割	法人税割	計	均等割	法人税割	計	均等割	法人税割	計
４月	3, 885	11, 272	15, 157	4, 527	14, 000	18, 527	4, 043	19, 112	23, 155
５月	19, 584	60, 351	79, 935	14, 522	34, 720	49, 242	14, 512	26, 753	41, 265
６月	25, 192	115, 845	141, 037	30, 565	97, 739	128, 304	25, 586	102, 054	127, 640
７月	10, 950	33, 879	44, 829	11, 412	29, 884	41, 296	12, 897	17, 184	30, 081
８月	7, 585	19, 559	27, 144	8, 654	14, 723	23, 377	9, 373	11, 920	21, 293
９月	4, 543	6, 928	11, 471	6, 333	18, 150	24, 483	7, 613	8, 826	16, 439
10 月	6, 410	26, 034	32, 444	7, 331	41, 437	48, 768	7, 906	8, 617	16, 523
11 月	25, 101	92, 538	117, 639	22, 033	82, 460	104, 493	21, 678	35, 080	56, 758
12 月	7, 566	32, 711	40, 277	8, 280	28, 989	37, 269	6, 522	24, 048	30, 570
１月	3, 712	12, 453	16, 165	3, 913	23, 843	27, 756	3, 525	7, 522	11, 047
２月	9, 099	10, 210	19, 309	8, 648	11, 061	19, 709	8, 676	6, 402	15, 078
３月	5, 364	16, 207	21, 571	7, 762	17, 975	25, 737	7, 557	−436	7, 121
合計	128, 991	437, 987	566, 978	133, 980	414, 981	548, 961	129, 888	267, 082	396, 970

7.　固定資産税

(1)　納税義務者数及び課税標準額（固定資産に関する概要調書）　（単位：人・千円）

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
納税義務者数	土地	13,671	13,792	13,904
	家屋	14,912	15,021	15,055
	償却資産	1,139	1,123	1,026
	実数	19,675	19,760	19,826
課税標準額	土地	78,117,570	77,511,847	77,111,581
	家屋	106,908,008	109,870,877	103,006,665
	償却資産	90,870,495	89,172,939	84,281,645
	合計	275,896,073	276,555,663	264,399,891
調定額	土地	1,084,612	1,065,497	1,060,556
	家屋	1,432,874	1,508,403	1,416,767
	償却資産	1,274,049	1,225,685	1,159,037
	合計	3,791,535	3,799,585	3,636,360

※　法定免税点以上（土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円）

※　納税義務者数の実数及び調定額は、調定内訳書による。

(2)　土地の概要（固定資産に関する概要調書）（非課税地を除く。）

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
田	地積(㎡)	13,448,524	13,419,809	13,379,858
	筆数(筆)	21,295	21,280	21,157
	評価額(千円)	1,709,990	1,672,588	1,510,300
畑	地積(㎡)	21,381,363	21,349,602	21,290,563
	筆数(筆)	33,226	33,144	32,983
	評価額(千円)	1,625,157	1,612,898	1,542,440
宅地	地積(㎡)	10,666,602	10,708,852	10,763,517
	筆数(筆)	38,297	38,653	39,067
	評価額(千円)	161,070,064	160,395,829	159,783,685
山林	地積(㎡)	18,372,851	18,368,289	18,423,333
	筆数(筆)	12,127	12,121	12,198
	評価額(千円)	492,298	492,178	493,979
その他	地積(㎡)	8,480,114	8,492,833	8,480,582
	筆数(筆)	13,736	13,728	13,759
	評価額(千円)	16,100,432	16,059,005	16,295,243
合計	地積(㎡)	72,349,454	72,339,385	72,337,853
	筆数(筆)	118,681	118,926	119,164
	評価額(千円)	180,997,941	180,232,498	179,625,647

(3)　土地評価状況（固定資産に関する概要調書）（令和３年度）

区分 地目		地積（㎡） 非課税地積	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	評価総筆数（筆）
田	一般田	123,039	13,358,685	459,558	12,899,127	21,101
	宅地介在田	0	21,173	0	21,173	56
畑	一般畑	84,461	21,271,772	1,077,413	20,194,359	32,913
	宅地介在畑	0	18,791	17	18,774	70
宅地	住宅用地		6,720,959	38,334	6,682,625	33,164
	非住宅用地		4,042,558	873	4,041,685	5,903
	計	647,115	10,763,517	39,207	10,724,310	39,067
池沼		238,613	7,938	126	7,812	6
山林		3,200,013	18,423,333	1,148,105	17,275,228	12,198
原野		756,888	3,203,882	234,706	2,969,176	4,825
雑種地	ゴルフ場用地	0	1,587,011	50	1,586,961	393
	遊園地等用地	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	0	401,134	0	401,134	497
	その他の雑種地	758,613	3,280,617	60,502	3,220,115	8,038
	計	758,613	5,268,762	60,552	5,208,210	8,928
その他		16,043,405				
合計		21,852,147	72,337,853	3,019,684	69,318,169	119,164

区分 地目		決定価格（千円）			課税標準額（千円）	1㎡当たりの価格（円／㎡）	
		総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
田	一般田	1,317,080	45,114	1,271,966	1,271,966	99	118
	宅地介在田	193,220	0	193,220	133,365	9,126	23,601
畑	一般畑	1,343,092	70,867	1,272,225	1,272,225	63	91
	宅地介在畑	199,348	181	199,167	137,880	10,609	24,142
宅地	住宅用地	105,326,294	328,290	104,998,004	25,126,738	15,802	58,603
	非住宅用地	54,457,391	5,707	54,451,684	37,458,463	13,471	57,712
	計	159,783,685	333,997	159,449,688	62,585,201	14,845	58,603
池沼		63	1	62	62	8	9
山林		493,979	31,232	462,747	462,747	27	32
原野		70,901	5188	65,713	65,713	22	23
雑種地	ゴルフ場用地	1,928,672	58	1,928,614	1,326,701	1,215	1,225
	遊園地等用地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	894,839	0	894,839	625,760	2,231	3,250
	その他の雑種地	13,400,768	11,640	13,389,128	9,229,961	4,085	59,493
	計	16,224,279	11,698	16,212,581	11,182,422	3,079	59,493
その他							
合計		179,625,647	498,278	179,127,369	77,111,581	2,483	

(4)　家屋評価状況（固定資産に関する概要調書）

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
木造	棟数（棟）	20,182	20,225	20,205
	床面積（㎡）	1,981,433	1,998,288	2,008,048
	決定価格（千円）	47,981,454	50,067,666	47,915,226
	平均価格（円/㎡）	24,216	25,055	23,862
非木造	棟数（棟）	9,186	9,129	9,161
	床面積（㎡）	2,024,674	2,012,647	2,025,306
	決定価格（千円）	58,998,329	59,873,295	58,756,261
	平均価格（円/㎡）	29,140	29,749	29,011
合計	棟数（棟）	29,368	29,354	29,366
	床面積（㎡）	4,006,107	4,010,935	4,033,354
	決定価格（千円）	106,979,783	109,940,961	106,671,487
	平均価格（円/㎡）	26,704	27,410	26,447

(5)　新増築家屋状況（固定資産に関する概要調書）　（単位：棟）

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
木造	新築家屋	203	217	192
	増築家屋	6	8	4
	計	209	225	196
	減少家屋	179	176	198
非木造	新築家屋	105	73	92
	増築家屋	3	3	1
	計	108	76	93
	減少家屋	72	121	57
合計	新築家屋	308	290	284
	増築家屋	9	11	5
	計	317	301	289
	減少家屋	251	297	255

(6)　償却資産課税標準額段階別納税義務者数（固定資産に関する概要調書）　（単位：人）

年度 区分 （万円）	令和元年度			令和２年度			令和３年度		
	個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
150 未満	1,357	433	1,790	1,323	437	1,760	1,352	538	1,890
150 以上 160 未満	19	9	28	15	8	23	25	6	31
160 以上 170 未満	14	9	23	18	8	26	23	7	30
170 以上 180 未満	12	7	19	21	14	35	17	10	27
180 以上 190 未満	18	8	26	19	5	24	23	7	30
190 以上 200 未満	13	11	24	12	8	20	14	8	22
200 以上 250 未満	96	34	130	92	45	137	65	38	103
250 以上 300 未満	53	41	94	43	39	82	37	25	62
300 以上 1000 未満	176	183	359	167	179	346	167	177	344
1000 以上 2000 未満	53	99	152	51	90	141	50	78	128
2000 以上 3000 未満	13	58	71	13	68	81	11	53	64
3000 以上 1 億円未 満	12	104	116	10	105	115	8	87	95
1 億円 以上	0	97	97	0	93	93	0	90	90
合計	1,836	1,093	2,929	1,784	1,099	2,883	1,792	1,124	2,916
(総務大臣配分：内数)	0	9	9	0	9	9	0	10	10
(県知事配分：内内数)	0	2	2	0	2	2	0	2	2

(7)　償却資産種類別課税標準額の状況（固定資産に関する概要調書）　（単位：千円）

区分＼年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
	課税標準額	(法人分：内数)	課税標準額	(法人分：内数)	課税標準額	(法人分：内数)
構築物	11,280,827	10,524,564	11,230,936	10,403,108	9,957,534	9,156,884
機械及び装置	44,272,903	42,150,335	43,740,468	41,858,074	40,696,682	38,991,881
船舶	560	560	694	694	296	296
航空機	28,635	0	0	0	0	0
車両及び運搬具	220,951	209,855	239,614	232,312	269,195	263,949
工具、器具及び備品	6,131,989	6,022,632	5,761,590	5,666,095	5,491,327	5,373,604
計	61,935,865	58,907,946	60,973,302	58,160,283	56,415,034	53,786,614
総務大臣配分	27,178,580	27,178,580	26,722,848	26,722,848	26,627,503	26,627,503
県知事配分	1,756,050	1,756,050	1,476,789	1,476,789	1,239,108	1,239,108
計	28,934,630	28,934,630	28,199,637	28,199,637	27,866,611	27,866,611
合計	90,870,495	87,842,576	89,172,939	86,359,920	84,281,645	81,653,225

(8)　国有資産等所在市町村交付金（固定資産に関する概要調書）　（単位：千円）

団体＼年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
静岡県資産経営課	460	429	368
静岡県公営住宅課	2,087	2,087	2,085
合計	2,547	2,516	2,453

8.　都市計画税

(1)　都市計画税の区域（固定資産に関する概要調書）（令和３年度）　（単位：千㎡）

菊川市の面積	都市計画区域の面積	課税区域の面積
94,190	61,930	6,800

(2)　都市計画税の概要（固定資産に関する概要調書）

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
土地	納税義務者数(人)	6,319	6,354	6,404
	筆数(筆)	15,273	15,316	15,398
	地籍(千㎡)	6,693	6,692	6,694
	評価(決定)額(千円)	98,733,688	98,437,413	97,892,824
	課税標準額(千円)	54,190,899	53,896,142	53,479,296
家屋	納税義務者数(人)	6,267	6,321	6,350
	棟数(棟)	10,110	10,158	10,142
	面積(㎡)	1,819,668	1,834,017	1,823,145
	評価(決定)額(千円)	58,191,304	59,815,603	57,557,925
	課税標準額(千円)	58,038,267	59,683,071	56,865,173
合計	納税義務者数(実数：人)	8,651	8,682	8,725
	評価(決定)額(千円)	156,924,992	158,253,016	155,450,749
	課税標準額(千円)	112,229,166	113,579,213	110,344,469

※　法定免税点以上（土地 30 万円、家屋 20 万円）

9.　軽自動車税

(1)　軽自動車税の概要（普通交付税の基礎数値）　（単位：台・千円）

区分＼年度		課税標準額(円)	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
			課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機付自転車	50ｃｃ以下	2,000	1,843	3,686	1,758	3,516	1,688	3,376
	50ｃｃ超 90ｃｃ以下	2,000	232	464	230	460	242	484
	90ｃｃ超 125ｃｃ以下	2,400	356	854	375	900	393	943
	ミニカー	3,700	46	170	44	163	44	163
	計	－	2,477	5,174	2,407	5,039	2,367	4,966

軽自動車	軽２輪車			3,600	741	2,668	730	2,628	720	2,592
	３輪車（重課適用分）			4,600	0	0	0	0	0	0
	４輪車	乗用	営業用	5,500	0	0	0	0	0	0
			自家用	7,200	7,420	53,424	6,483	46,678	5,653	40,702
		貨物	営業用	3,000	45	135	40	120	22	66
			自家用	4,000	2,267	9,068	1,993	7,972	1,694	6,776
	計			―	9,732	62,627	8,516	54,770	7,369	47,544
	４輪車新税率適用分	乗用	営業用	6,900	0	0	0	0	0	0
			自家用	10,800	2,916	31,493	3,886	41,969	4,838	52,250
		貨物	営業用	3,800	16	61	22	84	21	80
			自家用	5,000	848	4,240	1,105	5,525	1,330	6,650
	計			―	3,780	35,794	5,013	47,578	6,189	58,980
	４輪車重課適用分	乗用	営業用	8,200	0	0	0	0	0	0
			自家用	12,900	2,425	31,283	2,587	33,372	2,709	34,946
		貨物	営業用	4,500	2	9	5	23	9	41
			自家用	6,000	2,123	12,738	2,131	12,786	2,130	12,780
	計			―	4,550	44,030	4,723	46,181	4,848	47,767
	４輪車50%軽課適用分	乗用	営業用	3,500	0	0	0	0	0	0
			自家用	5,400	228	1,231	176	950	85	459
		貨物	営業用	1,900	0	0	0	0	0	0
			自家用	2,500	0	0	0	0	0	0
	計			―	228	1,231	176	950	85	459
	４輪車25%軽課適用分	乗用	営業用	5,200	0	0	0	0	0	0
			自家用	8,100	531	4,301	563	4,560	675	5,467
		貨物	営業用	2,900	1	3	0	0	2	6
			自家用	3,800	34	129	29	110	31	118
	計			―	566	4,433	592	4,670	708	5,591
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400	342	821	350	840	371	890
	その他			5,900	84	496	87	513	85	501
	計			―	426	1,317	437	1,353	456	1,391
２輪の小型自動車				6,000	874	5,244	897	5,382	934	5,604
合計				―	23,374	162,518	23,491	168,551	23,676	174,894
身体障害者等の減免台数				―	189		189		199	

※平成 28 年度から税制改正により課税標準額を変更している。

10.　市たばこ税

(1)　市たばこ税の概要(各年度決算資料)

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
旧３級品以外（本）	49,789,753	48,816,524	47,017,900
旧３級品（本）	1,464,300	749,780	
手持品（本）	3,040,025	18,780	2,525,129
合計（本）	54,294,078	49,585,084	49,543,029
税額（千円）	277,007	280,900	276,388

※　旧３級品の紙巻たばこは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの６銘柄。

※　令和元年 10 月１日より旧３級品の特例税率が廃止されたことに伴い等級区分も廃止。

11.　市税の収納状況

(1)　督促状発送件数(各年度決算資料)　（単位：件）

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
市県民税	5,241	5,682	3,914
固定資産税	4,775	4,863	4,050
軽自動車税	1,551	1,624	1,280
合計	11,567	12,169	9,244

(2)　差押処分(各年度決算資料)　（単位：件）

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
差押	313	305	230
参加差押	0	1	0
交付要求	28	8	24
合計	341	314	255

(3)　口座振替収入状況(各年度決算資料)

区分		口座振替調定額（千円・件）		口座振替納入額（千円・件）		口座振替率		口座利用率（1期分）
年度		税額	件数	税額	件数	税額	件数	件数
30年度	市県民税	398,069	12,206	383,796	11,875	96.4%	97.3%	54.7%
	固定資産税	2,144,022	58,169	2,122,295	56,870	99.0%	97.8%	75.9%
	軽自動車税	74,952	11,795	73,420	11,580	98.0%	98.2%	50.9%
	計	2,617,043	82,170	2,579,511	80,325	98.6%	97.8%	61.2%
元年度	市県民税	388,331	11,790	376,427	11,417	96.9%	96.8%	52.5%
	固定資産税	2,190,596	57,998	2,166,478	56,714	98.9%	97.8%	76.0%
	軽自動車税	76,143	11,584	74,359	11,349	97.7%	98.0%	50.0%
	計	2,655,070	81,372	2,617,264	79,480	98.6%	97.7%	60.5%
2年度	市県民税	361,511	10,994	351,590	10,709	97.3%	97.4%	46.7%
	固定資産税	2,233,879	57,416	2,216,256	56,460	99.2%	98.3%	73.3%
	軽自動車税	76,030	11,278	74,736	11,093	98.3%	98.4%	48.4%
	計	2,671,420	79,688	2,642,582	78,262	98.9%	98.2%	58.0%

(4)　コンビニ収納状況（滞納繰越分を含む）

区分		税収入額（千円・件）		うちコンビニ納付額（千円・件）		コンビニ納付率（%）	
年度		税額	件数	税額	件数	税額	件数
30年度	市県民税	4,030,071	88,764	151,802	7,774	3.77	8.76
	固定資産税	4,013,322	78,351	136,098	7,462	3.39	9.52
	軽自動車税	153,455	23,010	46,541	6,520	30.33	28.34
	国民健康保険税	1,092,251	49,172	102,848	6,328	9.42	12.87
	計	9,289,099	239,297	437,289	28,084	4.71	11.74
元年度	市県民税	4,143,480	89,960	170,815	8,135	4.12	9.04
	固定資産税	4,119,446	78,971	156,912	8,427	3.81	10.67
	軽自動車税	160,385	23,182	52,004	6,975	32.42	30.09
	国民健康保険税	1,059,655	47,439	104,003	6,449	9.81	13.59
	計	9,482,966	239,552	483,734	29,986	5.10	12.52
2年度	市県民税	4,095,045	88,582	189,536	8,824	4.63	9.96
	固定資産税	4,107,281	78,948	180,059	9,367	4.38	11.86
	軽自動車税	166,651	23,372	58,095	7,575	34.86	32.41
	国民健康保険税	1,045,878	47,129	116,323	6,647	11.12	14.10
	計	9,414,855	238,031	544,013	32,413	5.78	13.62

※平成 27 年度からコンビニ収納を開始した。

※市県民税の税収入額は、特別徴収を含む。

※固定資産税は都市計画税を含み、交付金は含まない。

12. 税務証明状況

(1) 税務証明書等発行件数（各年度決算資料：有料交付分）　（単位：件・%）

区分＼年度	平成 30 年度	前年比	令和元年度	前年比	令和２年度	前年比
納税証明	1,500	－	1,720	114.7	1,801	104.7
車検納税証明（軽自動車税）	1,772	－	2,117	119.5	2,042	96.5
所得証明（市民税課税証明含む。）	7,754	－	6,906	89.1	6,153	89.1
評価証明（固定資産）	301	－	341	113.3	303	88.9
公課証明（固定資産・所在証明）	71	－	59	83.1	112	189.8
住宅用家屋証明（固定資産）	232	－	228	98.3	244	107.0
評価通知（固定資産）	1,143	－	1,061	92.8	1,188	112.0
名寄帳閲覧（固定資産）	367	－	312	85.0	322	103.2
名寄帳縦覧時閲覧(無料)（固定資産）	315	－	269	85.4	193	71.7
縦覧帳簿縦覧（固定資産）	0	－	0	－	1	－
合計	13,455	－	13,013	96.7	12,359	95.0

13. 国民健康保険税の概要

(1)　税率

<table>
<tr><th>納税義務者</th><th>課税標準・税率</th></tr>
<tr><td>①国民健康保険の被保険者である世帯主
②世帯主は国民健康保険に加入していないが、その世帯内に国民健康保険の被保険者のいる世帯主（みなす世帯主／擬制世帯主）

★（国民健康保険税の特別徴収について）

国民健康保険税における 65 歳以上 75 歳未満の「世帯主」にあっては、次の 1)から 3)まですべてに該当する場合は、原則として年金から特別徴収となる。

1) 世帯主が国民健康保険の加入者であること。</td><td>ア　令和３年度課税標準と税率
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">課税標準</th><th colspan="3">税率　・　税額</th></tr>
<tr><th>医療給付費分</th><th>後期高齢者支援金分</th><th>介護納付金分</th></tr>
<tr><td>所得割</td><td>（世帯に属する被保険者の総所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の土地や株式等の譲渡所得等の金額）－430,000 円（基礎控除）</td><td>4.90%</td><td>1.60%</td><td>1.50%</td></tr>
<tr><td>資産割</td><td>世帯に属する被保険者の土地及び家屋に係る固定資産税額</td><td>23.20%</td><td>7.80%</td><td>7.50%</td></tr>
<tr><td>均等割</td><td>被保険者１人につき</td><td>26,200 円</td><td>7,800 円</td><td>9,900 円</td></tr>
<tr><td>平等割</td><td>１世帯につき</td><td>22,700 円</td><td>6,700 円</td><td>5,900 円</td></tr>
</table>
イ　課税限度額（最高限度額）
国民健康保険税には課税限度額が設けられており、算出された税額がそれぞれ次の金額を超えた場合は、課税限度額が課税額となる。
・医療給付費分　63 万円　　・後期高齢者支援金分　19 万円
・介護納付金分　17 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">2) 世帯内の国民健康保険に加入している方が全員 65 歳以上 75 歳未満であること。
3) 世帯主が受給する年金の額が 18 万円以上であり、かつ国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の２分の１を超えないこと。</td></tr>
</table>

(2)　納期（令和３年度）

税目＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
国民健康保険税（年金特徴以外）				１期普徴	２期普徴	３期普徴	４期普徴	５期普徴	６期普徴	７期普徴	８期普徴	
国民健康保険税（年金特徴・新規）				１期普徴	２期普徴	３期普徴	４期特徴		５期特徴		６期特徴	
国民健康保険税（年金特徴・継続）	１期特徴		２期特徴		３期特徴		４期特徴		５期特徴		６期特徴	

※　年金特徴・新規：本年度から新たに年金特徴により納税する場合

※　年金特徴・継続：前年度から引き続き年金特徴により納税する場合（１期～３期は仮徴収）

(3)　課税状況（収納率確定報告書）　（単位：千円）

区分＼年度		平成 30 年度			令和元年度			令和２年度		
		医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護
課税分算定額	所得割額	413,718	135,090	55,423	410,691	134,100	51,736	402,490	131,424	50,973
	資産割額	97,788	32,876	8,985	96,082	32,302	8,965	96,653	32,494	8,715
	均等割額	317,544	94,536	37,877	306,042	91,112	35,581	301,510	89,762	34,442
	平等割額	158,673	46,833	18,886	154,548	45,616	17,735	153,344	45,260	17,299
	計	987,723	309,335	121,171	967,363	303,130	114,017	953,997	298,940	111,429
限度超過額		22,147	7,040	3,849	20,411	7,209	3,297	15,874	6,108	2,857
軽減額		109,288	32,439	11,790	103,642	30,763	10,933	105,310	31,258	10,946
その他		107,048	33,672	19,603	100,468	31,604	18,476	96,986	30,573	17,737
年税額		749,240	236,184	85,929	742,842	233,554	81,311	731,790	229,728	79,184

(4)　加入状況及び加入者負担状況（国民健康保険事業状況報告書）

区分＼年度	平成 30 年度			令和元年度			令和２年度		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護
世帯数（世帯）	6,184	6,184	2,473	6,150	6,150	2,366	6,065	6,065	2,289
被保険者数（人）	10,468	10,468	2,981	10,249	10,249	2,833	10,033	10,033	2,719
一世帯当り負担額（円）	121,158	38,193	34,747	120,787	37,976	34,366	120,658	37,878	34,593
一人当り負担額（円）	71,574	22,562	28,826	72,479	22,788	28,701	72,938	22,897	29,122

(5)　決算状況（国民健康保険事業状況報告書）　（単位：円）

平成 30 年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率（%）
現年度	1,078,258,300	1,027,618,832	53,800	50,585,668	95.30
滞納繰越分	193,612,600	51,008,391	16,350,216	126,253,993	26.35
合計	1,271,870,900	1,078,627,223	16,404,016	176,839,661	84.81

令和元年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率（%）
現年度	1,057,712,300	1,001,659,175	0	56,053,125	94.70
滞納繰越分	173,082,061	46,549,119	16,409,837	110,123,105	26.89
合計	1,230,794,361	1,048,208,294	16,409,837	166,176,230	85.17

令和２年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率（%）
現年度	1,040,699,100	989,550,328	40,900	51,107,872	95.09
滞納繰越分	160,866,530	44,495,532	13,726,269	102,644,729	27.66
合計	1,201,565,630	1,034,045,860	13,767,169	153,752,601	86.06

令和３年度版

市 税 の 概 要

令和３年１１月発行

編集発行　菊川市企画財政部税務課

〒439-8650　菊川市堀之内 61 番地

電話　　0537-35-0912

ﾌｧｸｽ　　0537-35-2113

zeimu@city.kikugawa.shizuoka.jp